

横福高第 389 号
平成 28 年（2016 年）3 月 7 日

指定（介護予防）訪問介護事業者 様
指定（介護予防）通所介護事業者 様
地域包括支援センター管理者 様

横須賀市福祉部長

介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス開始時の請求起算日について（通知）

日頃より本市介護保険行政及び高齢福祉行政にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

本市では、平成 28 年 1 月から介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）を開始しております。

総合事業における第 1 号訪問事業及び第 1 号通所事業の請求は、月の途中から利用開始の契約を行った場合、包括報酬ではなく契約日を起算日とした日割り請求となり、従来の予防給付と起算日が異なりますのでご注意ください。（契約日と同月内にサービスの提供を開始した場合、契約日＝起算日として請求できます。）

総合事業における起算日及び終了日については、横須賀市のホームページに記載されている「月額包括報酬の日割り請求に係る適用について（平成 28 年 1 月 28 日掲載）」をご確認ください。

「月額包括報酬の日割り請求に係る適用について」

<http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/3045/documents/hiwariseikyushiryou.pdf>

総合事業における請求の対象となるのは、平成 28 年 1 月 1 日以降に要支援認定を受けた人または事業対象者になった人です。前述の対象者に対して、月の途中からサービス利用開始の契約を行い同月中にサービスを開始したのにもかかわらず、包括報酬で既に支払いを受けた場合は、第 1 号事業支給費の過誤申立手続きを行ってください。

「過誤申立手続きにおける書式」

横須賀市ホームページ→健康・福祉・教育→年金・保険→介護保険→介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）→「過誤申立手続きについて」

<http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/3045/sougoujigyoku.html>

（事務担当）横須賀市福祉部高齢福祉課 地域力推進係

TEL：046-822-9804 FAX：046-827-3398

E-mail：chiikiriyoku-suishin@city.yokosuka.kanagawa.jp